

県民の皆様へのお知らせ

【令和8年4月から】 県税の組織体制が変わります

岩手県では、迅速で統一的な対応等による納税者に対する行政サービスの向上及び業務効率化による持続可能な組織体制の構築のため、令和8年4月から、一部税目について全県分の課税業務を行う「岩手県県税センター」を新たに設置するなど、業務の集約化を行います。

令和8年4月からの新しい県税組織体制

組織	所在地・電話番号	担当業務
①盛岡広域振興局県税部	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎3階 電話：019-629-6541	本局（①②⑤⑧）の業務 ⇒ 広域振興局管内 の次の税目の課税・調査、収納、督促状発付業務 個人県民税(利子割等を除く) 個人事業税 不動産取得税 ゴルフ場利用税 狩猟税 産業廃棄物税 ⇒ 駐在管内を除く区域 の次の業務 ・免税軽油※ ・全税目の徴収・滞納整理、窓口収納、納税証明書の発行
②県南広域振興局県税部	〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2 奥州地区合同庁舎1階 電話：0197-22-2821	※盛岡広域振興局県税部では、免税軽油関係の業務は行いません。
③花巻市駐在 (旧花巻県税センター)	〒025-0075 花巻市花城町1-41 花巻地区合同庁舎1階 電話：0198-22-4912	
④一関市駐在 (旧一関県税センター)	〒021-8503 一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎1階 電話：0191-26-1420	
⑤沿岸広域振興局 経営企画部県税室	〒026-0043 釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎1階 電話：0193-25-2703	
⑥宮古市駐在 (旧宮古地域振興センター 県税室)	〒027-0072 宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎1階 電話：0193-64-2212	
⑦大船渡市駐在 (旧大船渡地域振興センター 県税室)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地区合同庁舎1階 電話：0192-27-9912	
⑧県北広域振興局 経営企画部県税室	〒028-8042 久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎1階 電話：0194-66-4986	
⑨二戸市駐在 (旧二戸地域振興センター 県税室)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 二戸地区合同庁舎4階 電話：0195-23-9254	
【新設】 ⑩岩手県県税センター	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎（5階・3階） 電話：未定※ ※ 決まり次第（令和8年3月頃）県公式 ホームページ（けんせいねっと）等で お知らせします。 	岩手県県税センター（⑩）の業務 ⇒ 全県分 の次の税目の課税・調査、収納、督促状発付業務 県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割 法人県民税 法人事業税 地方消費税 県たばこ税 軽油引取税 自動車税 鉱区税 ⇒ 盛岡広域振興局管内 の免税軽油の業務 ※督促状発付以外の徴収・滞納整理業務は 行いません。 ※県税を納付する窓口は設置しません。

※①～⑨の所在地は、現在各広域振興局にある県税公所から変更ありません。

※各駐在（③④⑥⑦⑨）の管轄区域は、現在の花巻・一関・宮古・大船渡・二戸の各県税公所の管轄区域から変更ありません。

令和8年4月以降のお手続きについて

- ◆ 各種申請・届出書、申告書等の提出（郵送可）や、申告に関するお問い合わせ・ご相談は、課税・調査事務を所管する税目に応じて、各広域振興局県税部・県税室（本局）（①②⑤⑧）、岩手県県税センター（⑩）へお願いします。
※ 当面の間、最寄りの県税公所（①～⑨）でも、各種申請・届出書、申告書等の受付を行います。
なお、申告等の相談は電話等により岩手県県税センター（⑩）へおつなぎする場合があります。
- ◆ 窓口納付、納税証明書の発行、納税相談は、これまでの各県税公所（①～⑨）で行います。
※ 岩手県県税センター（⑩）では対応できません。
- ◆ 電子申請・電子申告（eLTAX）を利用されている法人は、令和8年3月までに利用届出が審査されていた場合は、提出先を岩手県県税センター（⑩）へ自動変換します。
令和8年4月以降に届出される場合は、提出先は岩手県県税センター（⑩）を選択していただきますようお願いいたします。

電子申告・電子申請について

法人二税や軽油引取税は電子申告、電子申請・届出、電子納税が便利です。

利用方法など詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

都道府県・市区町村に
地方税に関する申告等を
一括手続

市区町村に
給与支払報告書を
一括提出

国（税務署）にも
給与所得の源泉徴収票を
一括提出
eLTAXを利用して給与支払報告書を作成・提出する場合に限る。

選べる納付方法
クレジットカードでも
納付可能
eL-QR付き納付書なら
24時間365日納付可能

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続（申告・申請・納付など）も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.ita.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。（※）

（※）利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の作成方法などは「動画コーナー」をご覧ください。

▶ <https://www.eltax.ita.go.jp/support/movie/>



問い合わせ先

岩手県総務部税務課 管理企画担当
岩手県総務部税務課 課税担当

（電話）019-629-5144
(Mail) AH0004@pref.iwate.jp
(電話) 019-629-5146